

第1回名寄市公立大学法人評価委員会 次第

日時：令和8年6月16日 16：30～

場所：駅前交流プラザよろーな2階 会議室4

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 委員長選出
- 6 報告・確認事項
 - (1) 会議運営について 【資料1】
 - (2) 公立大学法人制度の概要について 【資料2】
 - (3) 名寄市公立大学法人評価委員会について 【資料3】
 - (4) 今後のスケジュールについて
- 7 協議事項
 - (1) 中期目標（素案）について 【資料4・5】
- 8 その他
- 9 閉会

配付資料

名寄市公立大学法人評価委員会 委員名簿

名寄市公立大学法人評価委員会 条例

【資料1】 会議運営について

【資料2】 公立大学法人制度の概要

【資料3】 名寄市公立大学法人評価委員会について

【資料4】 中期目標、中期計画の策定方針等

【資料5】 中期目標素案

名寄市公立大学法人評価委員会 会議運営について

名寄市公立大学法人評価委員会条例第 7 条の規定により次の事項を定める

1 令和 8 年度の運営について

- ・佐々木民夫委員は、一般財団法人大学教育質保証・評価センター理事として全国の大学の状況を把握しており、名寄市立大学法人移行推進委員会のアドバイザーとして中期目標の作成に関わっている。このことから、令和 8 年度の中期目標案に関する意見の取りまとめに当たり議決権は除外する。

公立大学法人制度の概要

【基本理念と特徴】

- 1 公共性：公共上の見地から確実に実施されることが必要、適正かつ効率的に業務を運営
- 2 透明性：業務内容の公表等を通じて、組織及び運営の状況を住民に明らかにする
- 3 自主性：事務・事業の特性並びに業務運営における自主性に配慮
 - ・自己責任（中期目標、中期計画等により計画的に業務遂行）
 - ・企業会計原則（企業会計的手法、財務諸表の作成・公表等）
 - ・情報公開（中期目標、中期計画、業務の実績、評価結果等）

【公立大学法人の設立】

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、都道府県にかかる法人については総務大臣及び文部科学大臣が認可。市町村については都道府県知事。

【大学の設置者と法人の設立団体】

直営方式：地方公共団体が公立大学を設置

（設置）

第1条 本市に市立大学（以下「本学」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

（名寄市立大学条例）

＜直営の場合＞



法人方式：地方公共団体が公立大学法人を設立→同法人が公立大学を設置、運営

（大学の設置）

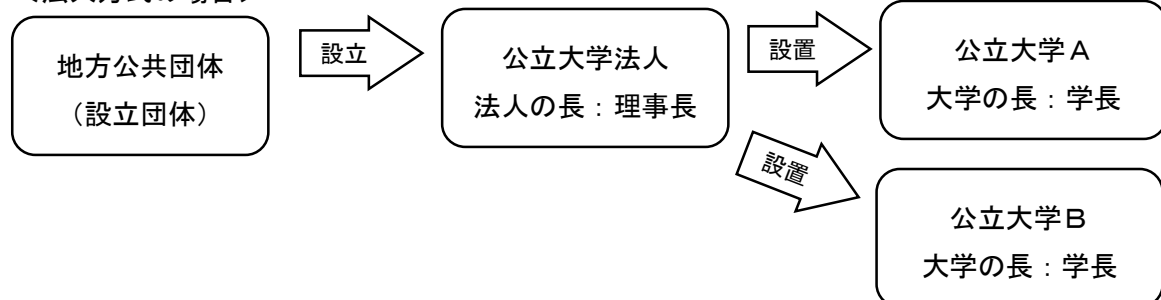
第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、名寄市立大学（以下「大学」という。）を名寄市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、名寄市とする。

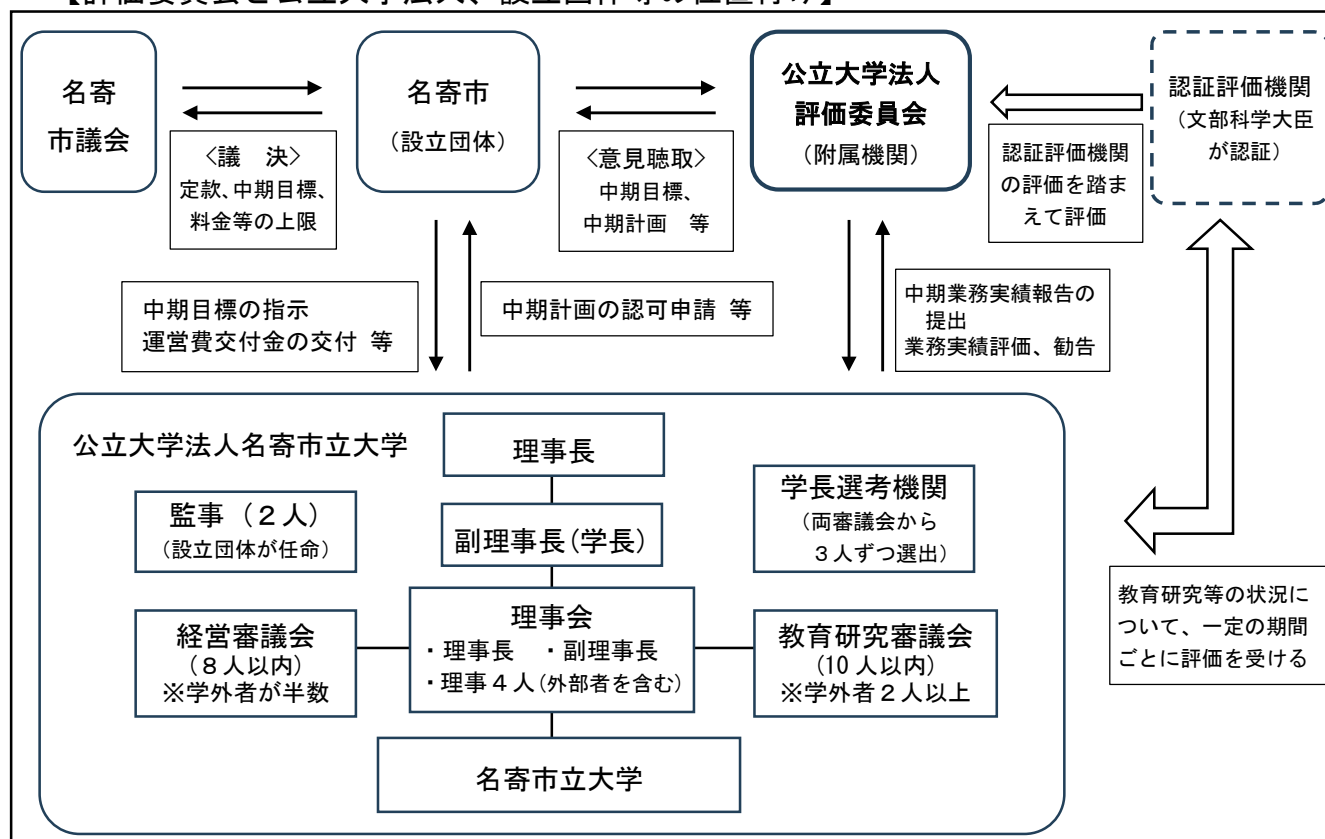
（公立大学法人名寄市立大学定款案）

＜法人方式の場合＞



※法人の経営形態には、理事長・学長一体型と理事長・学長分離型があり、分離型の場合、学長は「副理事長」となる。また、複数大学の場合も、各大学の学長は副理事長となる。

【評価委員会と公立大学法人、設立団体等の位置付け】



地方独立行政法人評価委員会： 定款変更、中期目標の設定・変更、役員報酬基準、財産処分、中期計画の認可等について設立団体の長に意見を述べること。法人の業務の実績を評価すること、公立大学法人に勧告すること等を行う。

認証評価制度： 大学は教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた「認証評価機関」による「認証評価」を受けなければならない。

運 営 費 交 付 金： 使途制限がなく、機動的、弾力的な運用が可能。

学 長 選 考 機 関： 経営審議機関から選出された者及び教育研究審議機関から選出された者により構成。学長の選考及び解任の申し出を行う。

経営審議会：法人の経営に関する重要事項を審議。理事長、副理事長、その他の者で構成。

教育研究審議会： 大学の教育研究に関する重要事項を審議。学長、学部長、その他の者で構成。

【公立大学法人と地域】

地域への情報公開： 目標、計画、実績、評価結果と企業会計方式による財政状況が公表されるため、地域への説明責任を果たすとともに透明性の高い運営が可能となる。（中期目標、中期計画、実績報告、実績評価／財務諸表 等）

地域の参画： 法人の経営審議機関、教育研究審議機関、理事会、学長選考機関等、大学運営に学外者の参画、チェックが可能。地域・社会の意見を、より反映することができるようになる。

【公立大学法人の特例】

中期目標期間： 6年間（公立大学法人以外は3年以上5年以下の期間）

審議機関：「経営審議機関」と「教育研究審議機関」の設置

評 価 委 員 会： 業務実績評価にあたり、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる 等

※上記以外にも、地方独立行政法人法では、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

名寄市公立大学法人評価委員会について

1 評価委員会の位置づけ

- ・地方独立行政法人法第 11 条に基づき、公立大学法人の設立団体には、設立団体の長（＝名寄市長）の附属機関として評価委員会の設置が義務付けられている。
- ・評価委員会の組織、委員、その他職員、その他評価委員会に関し必要な事項は、条例で定める。（法第 11 条第 4 項）

2 組織・運営（名寄市公立大学法人評価委員会条例）

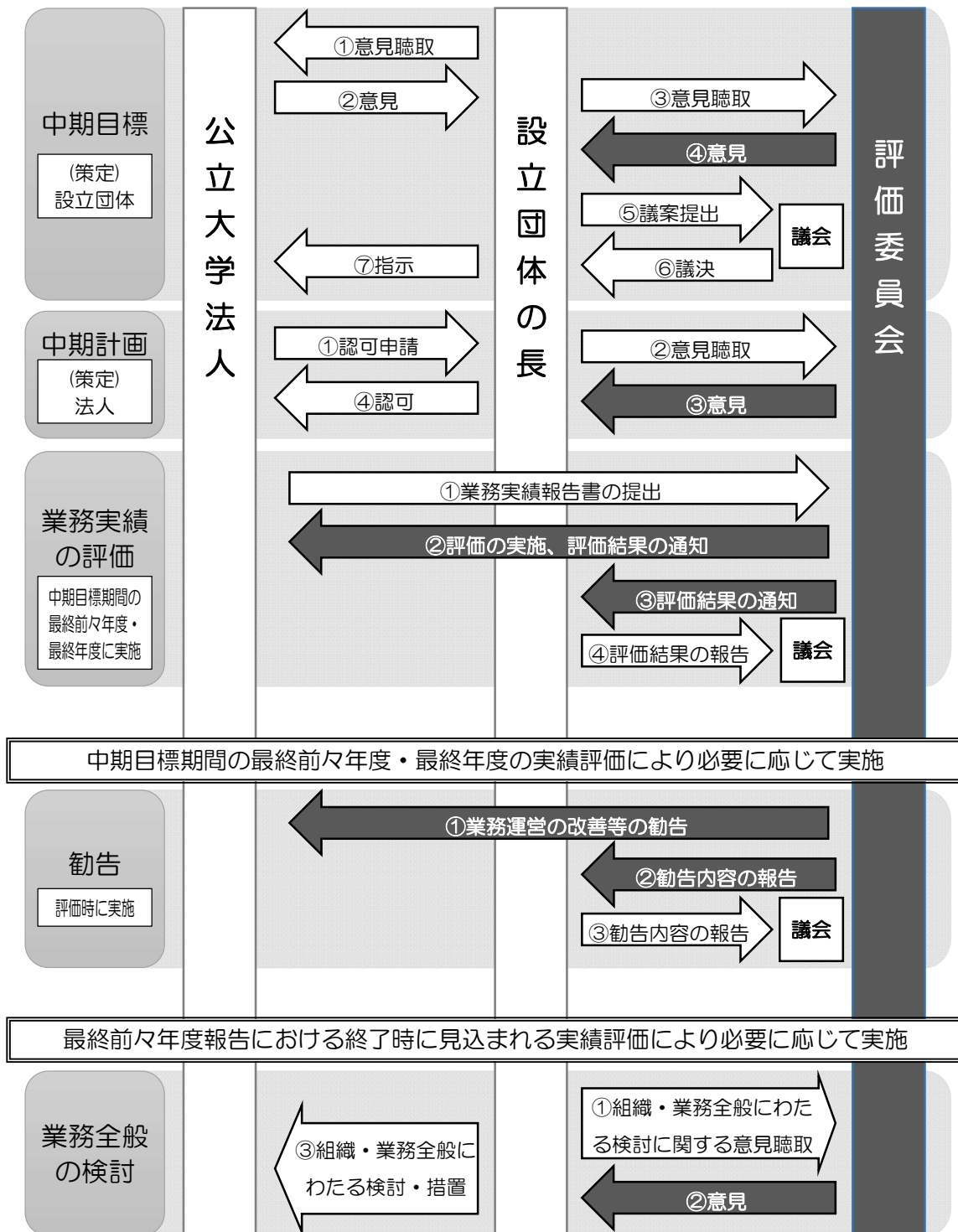
- ・設置時期 令和 8 年 6 月 1 日
- ・委員構成 5 人以内（任期 2 年、再任可）
経営または教育研究に学識経験または専門的知識のある者から市長が委嘱。
特別の事務を処理する必要がある時は、臨時委員を置くことができる。
- ・委員長 委員の互選により定める。
委員長が事故や欠員の際、職務を代理する委員をあらかじめ指名。

3 所掌事務（法第 11 条第 2 項）

法人評価委員会の行う業務は以下の事項

所掌事務と権限	法人法
①設立団体の長に意見を述べること	
定款変更の際の意見	第 8 条第 4 項
設立団体の長による <u>中期目標の作成</u> ・変更の際の意見	第 25 条第 3 項
出資等に係る不要財産の納付等に設立団体の長が認可する際の意見	第 42 条の 2 第 5 項
重要な財産を処分する際に当たって設立団体の長が許可する際の意見	第 44 条第 2 項
一般地方独立行政法人の <u>役員の報酬等の支給基準</u> に関する設立団体の長に対する意見の申出	第 56 条第 1 項 (準用第 49 条第 2 項)
第 26 条第 1 項（ <u>中期計画の作成</u> ・変更）の <u>認可</u> の際の意見	第 78 条第 4 項
公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に対する意見	第 79 条の 2 第 2 項
②公立大学法人の業務の実績を評価すること	
(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を評価（中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度） (2) 中期目標の期間における業務の実績を評価（中期目標の期間の最後の事業年度）	第 78 条の 2 第 1 項
③公立大学法人に勧告すること	
業務実績の評価結果を通知、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告	第 78 条の 2 第 4 項
④その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること	

4 主な所掌事務の流れ（概要）



中期目標、中期計画の策定方針

1 中期目標、中期計画策定の前提

- 1) ビジョン 2026 の全体評価と課題
- 2) 2025 年度認証評価結果への対応
- 3) 中教審答申「『知の総和』向上の未来像」（2025.02）の参照
- 4) 「名寄市立大学の在り方について答申」の参照

2 参照事例

- ・地方独立行政法人法改正（2023 年。）以降の中期目標、計画を参照する。
※改正点：年度計画等の非適用、6 年間で 2 回の評価、評価指標の設定
- ・移行型公立大学法人の場合、第 1 期目標・計画には、直営校からの設置者変更に伴う特有の事項（ガバナンス、危機管理等）が含まれていることから、業務運営関係を中心に参照する。
- ・教育研究面では、直近の移行型公立大学法人に加えて、類似分野を有する新見公立大学（2026 年度から第 4 期中期計画期間）を参照する。

設立団体の種類	設立団体	法人名	設立年月日	備 考
市区町村	旭川市	公立大学法人旭川市立大学	R5.4.1	私学転換型
一部事務組合・広域連合	釧路公立大学 事務組合 (1市6町1村)	公立大学法人釧路公立大学	R5.4.1	移行型
市区町村	岐阜市	岐阜市公立大学法人	R7.4.1	移行型

中期目標、中期計画、業務の実績等に関する評価 制度概要

【中期目標の項目】（第 25 条、第 78 条）

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。→公立大学法人については、6 年間）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

○ （公立大学法人の特例事項）教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

【中期計画の項目】（第 26 条、第 78 条）

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

○ （公立大学法人の特例事項）教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

※ 2023 年 6 月の改正により、「（公立大学法人については、）中期計画第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定める。（78 条第 5 項）」

【業務実績に関する評価等の概要】

- 公立大学法人は、中期目標期間 6 年間について、2 回、業務実績及び自己点検評価結果の報告書を評価委員会に提出し評価を受ける
中間評価：公立大学法人は、第 4 年度終了後 3 月以内に、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間にかかる報告書を提出・公表
中期目標期間評価：公立大学法人は、中期目標期間の最終年度終了後 3 月以内に、中期目標の期間にかかる報告書を提出・公表
- 評価委員会は、評価にあたって、認証評価機関の教育及び研究にかかる評価を踏まえて評価

【参考】第4期中期目標期間評価における国立大学法人評価委員会が行う業務実績評価実施方法

評価指標の段階判定の区分表

(6年目終了時評価)

達成状況	判断基準(目安)	
	定量的な評価指標	定性的な評価指標
達成水準を大きく上回っている(Ⅲ)	・客観的に実績値が達成水準(目標値)を大きく上回っている場合(大きく上回る水準は130%以上を目安としつつ基準値及び目標値の設定状況や目標の困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断する)	・達成水準を満たしている上で、評価委員会が特に認める場合
達成水準を満たしている(Ⅱ)	・客観的に達成水準(目標値)を満たしている場合	・実績・成果により、達成水準を満たしている場合
達成水準を満たしていない(Ⅰ)	・客観的に達成水準(目標値)を満たしていない場合	・実績・成果に鑑みて、達成水準を満たしていない場合

中期計画の評価

(6年目終了時評価)

評 定	判断基準(目安)
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている(Ⅴ)	全ての評価指標がⅡ以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている(Ⅳ)	全ての評価指標がⅡ以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している(Ⅲ)	全ての評価指標がⅡ以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない(Ⅱ)	1つ以上の評価指標がⅠであり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない(Ⅰ)	1つ以上の評価指標がⅠであり、中期計画の実施が進んでいないと判断される場合

中期目標の評価

(6年目終了時評価)

評 定	判断基準(目安)
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める場合
中期目標を上回る成果が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標を達成している	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標をおおむね達成している	1つ以上の中期計画がⅡ以下
中期目標の達成状況が不十分である	1つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が認められない場合
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

【参考資料】

【目標、計画、評価等にかかる法令抜粋】

中期目標

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

中期計画

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 （1、3略）

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

6 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

評価

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

<学校教育法>

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

<大学設置基準>

第一条 大学（略）は、学校教育法（略）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

- 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

- 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

【前文】

名寄市立大学は、昭和 35 年（1960 年）4 月に開学した名寄女子短期大学を母体に、平成 18 年（2006 年）4 月、保健福祉学部（短期大学部児童学科を併設）の 4 年制大学として開学した。平成 28 年（2016 年）4 月には、新たに社会保育学科を設置し 1 学部 4 学科体制を整え、「ケアの未来をひらき小さくてもきらりと光る大学」を理念とし、北海道北部地域における知の拠点として、保健医療福祉分野の専門職人材を養成・輩出するとともに、教育研究活動や地域貢献活動を通じて地域社会の発展に重要な役割を果たしてきた。

今日、世界的には、AI に代表される情報技術の進展や、多様な国際的ネットワークの形成など、急激なグローバル化進展の時代を迎えている。一方、わが国では、急速な人口減少と少子化を背景に、生産年齢人口の減少や変容する地域社会のあり方など、さまざまな局面で課題が顕在化している。

人口減少の点では、北海道は、日本全体より 10 年早く人口減少が顕在化し、中でも名寄市など北部地域はその早さが予測を上回っており、それへの対応が大きな地域課題となっている。

こうした中、開学 20 年を経て名寄市立大学は、北海道北部地域における未来をめざす「知の拠点」として、生きがいや充実感を感じ、健やかに安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現のため、さまざまな課題にスピード感を持つ的確・柔軟に対応できる公立大学法人として新たにスタートする。

公立大学法人名寄市立大学が学生から選ばれる魅力ある大学であり、これからも地域とともに歩む大学として発展し続けるよう、ここに中期目標を定め、以下 4 点を第 1 期中期目標期間の重点事項として掲げる。

- 1 教 育：学修者本位の視点に立った教育の質向上に取り組むこと
- 2 研 究：北海道北部地域の「知の拠点」として、地域と連携した研究を推進すること
- 3 地域貢献：教育研究の成果を地域課題の解決に繋げ地域の更なる発展に取り組むこと
- 4 法人運営：自律性と機動性を確保した透明性の高い法人運営を行うこと

第1 中期目標の期間及び教育研究の基本組織

(1) 中期目標の期間

2027年（令和9年）4月1日から2033年（令和15年）3月31日までの6年間

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部	学科
保健福祉学部	栄養学科
	看護学科
	社会福祉学科
	社会保育学科

この他、学部に通ずる教育を実施するため、教養教育部を置く。

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材養成

- ・養成する人材像の明確化を図り、基礎的な知識・技能及び汎用的能力を基盤に、保健医療福祉分野の専門性を身に付けて地域社会を支え、地域課題の解決に向けて主体的に行動することができる人材を養成する。

(2) 教育内容

- ・学修者本位の教育の視点に立った卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針等の見直しを含め、体系的で組織的な教育及び教育課程を全学・各学位プログラムで展開し、教育の質のさらなる向上に取り組む。また、学修成果の把握・可視化を適切に行い、継続的な教育改善につなげる。
- ・地域をキャンパスとする教育の展開・充実を図る。
- ・学科横断の連携・協働の取組である、多職種連携教育を深化・展開する。
- ・他大学、他機関等との連携により、教育内容、教育方法の充実を図る。
- ・ICTやAIなどの技術を適切に活用し、課題を解決できる能力を育む教育を展開する。

(3) 専門教育の充実と発展

- ・専門分野における、より高度な専門職業人、地域課題の解決に対応した研究能力を備えた人材を養成するため大学院を設置する。また、学部の専攻科設置を検討する。

2 学生の確保に関する目標

- ・養成する人材像に基づき、入学者受入れの方針をより明確化し、選抜方法を含め、意欲ある多様な学生の受入れを推進する。

- ・入学者の安定的な確保に向け、名寄市立大学の特色や魅力を戦略的に発信するなど、広報活動における発信力の強化を図る。
- ・高大連携の強化・拡大を図るとともに、義務教育諸学校に向けて高等教育に触れる機会を設けるなど、高等教育や保健医療福祉に係る専門職への理解・関心を高める。
- ・学位プログラムごとに入学定員の充足状況について注視し、必要に応じて定員や学科等を見直す。

3 学生支援に関する目標

- ・学生の多様なニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築するなど、修学、学生生活、キャリア等に関する総合的な学生支援を行う。
- ・後援会、同窓会等と連携しながら、在学生・卒業生への支援を充実する。

4 研究に関する目標

- ・北海道北部地域の「知の拠点」として、地域と連携した研究を推進する。また、研究活動を支援する仕組みや研究環境の整備・充実を図る。
- ・産学官金連携を強化し、地域産業の活性化や共同研究、受託研究など地域課題の解決に向けた共同プロジェクトを積極的に推進する。
- ・研究活動の適切な評価を行うとともに、研究成果を積極的に公表する。また、公正な研究活動を支えるため、研究倫理及び研究インテグリティを確保し、研修・相談・監査等を含む体制を構築する。

5 地域連携・地域貢献に関する目標

- ・地域社会との連携を強化し、教育研究の成果を地域課題の解決に繋げ、地域の更なる発展に取り組む。
- ・コミュニティケア教育研究センターを地域のシンクタンクの中心として、名寄市立大学が有する知的・人的・物的資源と地域課題のマッチングを図り、北海道北部地域における地域課題の解決を推進する。
- ・多文化共生の視点や地域住民の多様なニーズに応じた公開講座等の充実を図るとともに、生涯学習及び地域の社会人・専門職に対するリカレント教育・リスキリングの機会を広く提供する。
- ・学術資料及び学術情報の収集・整理・保存・提供という大学図書館機能の充実を図り、教育研究活動の支援、また、地域の専門職への支援や地域社会への貢献を推進する。

6 国内交流・国際交流に関する目標

- ・国内外の協定校を含め他大学等との交流を推進し、教育研究の質向上に繋げる。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 法人運営の強化に関する目標

- ・関係法令及び「公立大学ガバナンス・コード」に基づく適切なガバナンスを確保する組織体制の整備・運用を図り、判断権限と実行責任の一致のもと自律的で機動的な意思決定等を通じて、教育研究機能が適切に発揮される透明性の高い法人運営を行う。

2 業務運営の改善に関する目標

- ・学生サービスの向上、事務組織、事務手続き等の見直しや費用対効果を勘案したデジタル・トランスフォーメーション（D X）の推進等により大学運営の効率化・合理化に努める。

3 適正な人事制度に関する目標

- ・教職員の配置等に係る適切な中長期計画を策定し、採用及び配置、必要に応じた見直し等を行う。
- ・多様な採用形態、柔軟な就業形態等の制度を導入するとともに、公正で適切な人事及び評価を行う。
- ・人事評価結果に基づく処遇・研究費等への適切な反映について、第1期中期目標期間中に実施する。
- ・計画的なF D・S D研修の実施等により、教育研究を担う教職員の資質向上を図る。
- ・法人が直接雇用する職員の段階的な採用等を含め、高度な専門性を持つ職員の育成を図り、業務の継続性を確保する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の確保に関する目標

- ・弾力性のある財政運営に向け、外部資金の獲得等により自己収入の確保を図る。
 - (1) 外部資金
- ・科学研究費助成事業（科研費）等の外部資金の獲得に向け、積極的な情報収集とその共有を推進し、応募・採択等を支援する。
 - (2) 財源確保
- ・学納金等の確実な徴収管理を行うとともに、積極的な情報発信による寄附金の募集等により、安定的な財源の確保を図る。

2 経費の効率的な執行に関する目標

- ・運営費交付金が地域の貴重な財源から交付されていることを念頭に、地域経済の循環も視野に入れつつ効果的な経費執行に努める。
- ・実績・評価に基づいた教育経費及び研究経費への配分基準の明確化を図る。

第5 自己点検及び自己評価並びに情報公開に関する目標

1 自己点検・自己評価に関する目標

- ・内部質保証体制及び関係規程に基づいた客観的な自己点検・評価を定期的に実施し、PDCA サイクルを通して教育研究及び組織・運営の改善と充実を図り、その結果を公表する。
- ・認証評価結果に基づく改善等を着実に実施し、進捗状況を公表する。
- ・中期目標期間中に実施する法人の中間評価に向けて、自己点検・自己評価の他、認証評価結果に基づく改善等に対して、有識者ほか学外者による評価を行う。

2 情報公開に関する目標

- ・教育研究、地域貢献、法人運営に関する情報を積極的に公開し、経営の透明性の確保、地域住民や社会に対する説明責任を果たす。

第6 その他業務運営に関する目標

1 コンプライアンスに関する目標

- ・各種法令の遵守、ハラスメントの防止、人権擁護、研究インテグリティ、情報セキュリティ等に関する行動規範を整備し、併せて内部統制や公益通報制度の充実を図る。
- ・研修・啓発等を通じて、教職員及び学生が名寄市立大学の一員としての自覚と責任を持って行動することを推進する。

2 危機管理・安全管理に関する目標

(1) 防災体制の整備

- ・不測の事態に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。併せて、危機管理計画（CMP）および事業継続計画（BCP）を策定するとともに、名寄市、関係機関等と連携した災害応急対策や避難等に関する具体的な計画策定及び訓練を推進する。
- ・事故、災害の未然防止と被害の発生を最小限に食い止めるため、平常時から災害に対する備えを心がけるなど、教職員及び学生の防災意識の向上を図る。

(2) 情報セキュリティ

- ・教職員及び学生に対して情報モラル及び情報セキュリティに関する啓発を継続的にを行い、個人情報等の適切な管理、情報漏洩の未然防止を図る。
- ・万一の発生時に備え、迅速な被害拡大防止と早期復旧の対応体制を構築する。

(3) 安全衛生管理

- ・学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいた安全衛生管理体制を整備し、労働災害の防止や学生・教職員の健康維持に努める。

3 施設・設備の整備及び活用に関する目標

(1) 施設・設備の整備

- ・施設・設備の適切な維持管理を徹底し、中長期的な改修・更新計画の策定及び維持管理コストの精査を行い、設立団体との情報共有・連携を図る。

(2) 施設の活用

- ・教育研究活動及び学生生活を優先した上で、地域住民等への施設・設備利用を促進する。